

発行 東京都

目次

- 基本測量の実施(二件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....
- 公共測量の実施(四件).....(同).....
- 公共測量の終了.....(同).....
- 平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正.....(都市整備局市街地建築部建築企画課).....
- 都営住宅の廃止.....(都市整備局都営住宅経営部経営企画課).....
- 都営住宅の位置、規模、使用料等の変更.....(同).....
- 都営住宅の使用料の変更.....(同).....
- 都営住宅の名称、位置、使用料等.....(同).....
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更.....(同).....
- 都営住宅の駐車場の廃止.....(同).....
- 都営住宅の駐車場の区画数変更.....(同).....
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数.....(同).....
- 建築基準法による一団地の区域.....(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課).....

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....

○都立公園の位置、区域及び面積の変更.....(建設局公園緑地部公園課).....

○港湾施設の変更.....(港湾局港湾経営部経営課).....

○特定建築者の公募.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(同).....

告示

●東京都告示第八百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年五月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成二十一年五月十五日から平成二十二年三月三十一日まで

●東京都告示第八百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施

する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年五月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、狛江市、東久留米市、稲城市及び西東京市各地内
- 四 測量の期間 平成二十一年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで

●東京都告示第八百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年五月二十九日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点設置)
- 三 測量の区域 狛江市岩戸北一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十一年一月三十日から同年三月十九日まで

名称	位置	区画数
成城八丁目アパート駐 車場	世田谷区成城八丁目 二十五番	二四区画
中神第3アパート駐車 場	昭島市中神町千二百 三十七番地	四一区画

●東京都告示第八百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条  
第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に  
より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十一年五月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

平山 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

- 東久留米市南町一丁目千四百八十七 平成二十一年四  
番二、同番三及び同番四の各一部、月十六日
- 同番五、同番六の一部、同番七、同  
番八、同番十並びに八十四番の一  
部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課

●東京都告示第八百五十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第  
一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている  
区域を指定する。

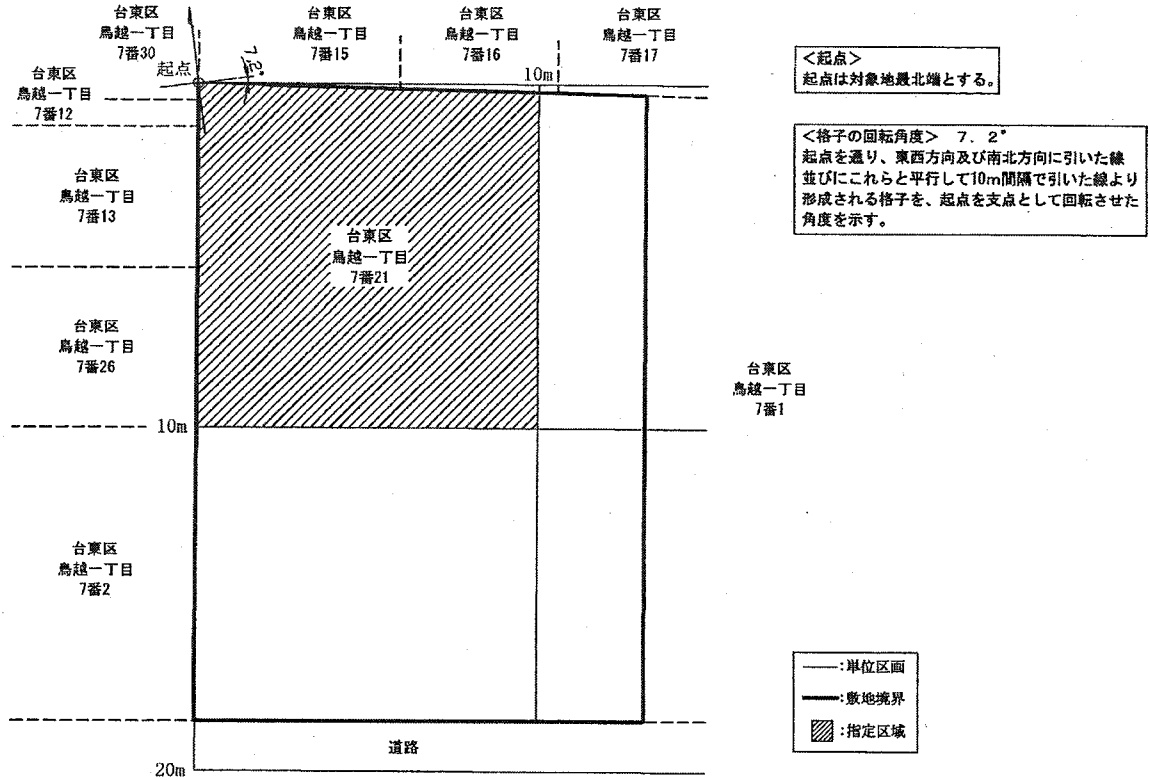
平成二十一年五月二十九日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 指定する区域 別図のとおり(台東区鳥越一丁目七番

二十一の一部)  
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第十八条第二項の基準に適合していない特定有害  
物質の名称 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第八百五十三号  
 東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)  
 第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。  
 平成二十一年五月二十九日  
 東京都知事 石原 慎太郎

公園名	変更内容	変更年月日
東京都立祖師谷公園	別図(1)のとおり	平成二十一年六月一日
東京都立汐入公園	別図(2)のとおり	同日
東京都立城北中央公園	別図(3)のとおり	同日
東京都立水元公園	別図(4)のとおり	同日
東京都立篠崎公園	別図(5)のとおり	同日
東京都立宇喜田公園	別図(6)のとおり	同日
東京都立平山城址公園	別図(7)のとおり	同日
東京都立武蔵野公園	別図(8)のとおり	同日
東京都立武蔵野の森公園	別図(9)のとおり	同日
東京都立小山田緑地	別図(10)のとおり	同日
東京都立小金井公園	別図(11)のとおり	同日
東京都立狭山公園	別図(12)のとおり	同日
東京都立八国山緑地	別図(13)のとおり	同日
東京都立野山北・六道山公園	別図(14)のとおり	同日
東京都立桜ヶ丘公園	別図(15)のとおり	同日